

中央省庁等改革関連 17 法律案に対する附帯決議
(抄)

資料 11

○ 衆・行政改革に関する特別委員会(平成 11 年 6 月 9 日)

政府は、中央省庁等改革関連法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 行政評価の実効性を高めるため、行政評価法(仮称)の制定について早急に検討に着手すること。

○ 参・行財政改革・税制等に関する特別委員会(平成 11 年 7 月 8 日)

政府は、中央省庁等改革関連法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 行政評価の実効性を確保するため、行政評価法(仮称)の制定について早急に検討を進めること。